

公 示

貨物自動車運送事業の業務の範囲（霊きゅう運送）を限定して行った許可等の取扱いについて

平成15年3月3日

北海道運輸局長 影山 幹雄

平成2年12月1日貨物自動車運送事業法施行後、平成15年3月31日（同法一部改正施行前）までに許可した霊きゅう運送事業者及び事業計画変更認可により霊きゅう運送を行っている一般貨物自動車運送事業者については、15年4月1日以降下記のとおり取り扱う。

記

- 1．使用する自動車の条件（型式）を解除する。
- 2．霊きゅう運送に係る事業用自動車の数が5両未満の事業者に対しては、許可及び認可により付した、営業区域を貨物自動車運送事業法第59条に基づく許可等の条件を付したのものとして取り扱うこととする。